

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和4年3月22日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友楽市富士青島 富士市青島町218ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社西友 東京都北区赤羽二丁目1-1 代表取締役 大久保恒夫

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 設置する者の名称

変更前	変更後	変更年月日
合同会社西友	株式会社西友	令和4年1月6日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 小売業者の名称

変更前	変更後	変更年月日
合同会社西友	株式会社西友	令和4年1月6日

イ 小売業者の代表者氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社エンチャー	代表取締役 遠藤健夫	代表取締役 遠藤秀男	令和2年6月26日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和4年3月11日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内

に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和4年3月22日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友楽市富士今泉 富士市今泉三丁目153-1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大昭和紙工業株式会社 富士市依田橋61-1 代表取締役 齊藤了介

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 小売業者の名称

変更前	変更後	変更年月日
合同会社西友	株式会社西友	令和4年1月6日

イ 小売業者の代表者氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社良品計画	代表取締役 松崎暁	代表取締役 堂前宣夫	令和3年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和4年3月11日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和4年3月22日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友楽市沼津松長 沼津市松長内林12-3ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ヤマハモーターパワープロダクツ株式会社 掛川市逆川200-1 代表取締役 池谷智及

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - ア 小売業者の名称

変更前	変更後	変更年月日
合同会社西友	株式会社西友	令和4年1月6日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和4年3月11日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和4年3月22日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友・すみや南新屋店 藤枝市南新屋字曲山408-39ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

セキ興産株式会社 藤枝市駅前三丁目16-23 代表取締役 石田佳数  
杉原一行 藤枝市水上168-1

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - ア 小売業者の名称

変更前	変更後	変更年月日
合同会社西友	株式会社西友	令和4年1月6日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和4年3月11日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和4年3月22日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友沼津店 沼津市大岡字原田1330-1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社西友 東京都北区赤羽二丁目1-1 代表取締役 大久保恒夫

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 設置する者の名称

変更前	変更後	変更年月日
合同会社西友	株式会社西友	令和4年1月6日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 小売業者の名称

変更前	変更後	変更年月日
合同会社西友	株式会社西友	令和4年1月6日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和4年3月11日